

函館市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等階層認定取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年函館市規則第97号。以下「細則」という。）第4条に規定する利用者負担額および細則第5条に規定する徴収金（以下これらを「利用者負担額等」という。）の算定に必要な階層区分の認定を公平かつ適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 階層区分 細則別表第1および別表第2の階層区分をいう。

(2) 家計の主宰者 経済的に小学校就学前子どもを養育し、世帯の生計を維持する上で中心となる者をいう。

(階層区分の認定)

第3条 利用者負担額等の階層区分の認定（以下「階層認定」という。）は、教育・保育給付認定子どもと同一世帯に属して生計を一にしている保護者および祖父母その他の保護者以外の扶養義務者（以下「祖父母等」という。）（家計の主宰者である場合に限る。）の全ての者の市町村民税の課税の有無および市町村民税の所得割の合計額（以下「課税状況」という。）により行う。

2 階層認定は、入所日に教育・保育給付認定子どもが属する世帯の現況で行い、その後は各月初日に当該教育・保育給付認定子どもが属する世帯の現況で行うものとする。

3 保護者または祖父母等（家計の主宰者である場合に限る。）が日本国外に居住していた等の理由により、課税状況を確認できない場合は、収入の状況を確認できる資料の提出を受け、課税状況を推計の上、階層認定を行うものとする。

4 保護者または祖父母等（家計の主宰者である場合に限る。）から階層認定を行うために必要な税情報または課税証明書その他の必要書類（以下「税情報等」という。）の提出がない場合、税情報等の提出が行われるまでの間、階層区分については、最高階層に認定するものとする。

5 前項の規定により、階層区分について最高階層に認定された保護者または祖父母等（家計の主宰者である場合に限る。）から税情報等が提出された場合は、最高階層に認定した月に遡及して階層認定を行うものとする。ただし、税情報等の提出の日が階層認定を行った年度を超えた場合は、提出があった年度の初日に遡及して階層認定を行うものとする。

(階層認定における同一世帯の範囲)

第4条 教育・保育給付認定子どもと同一家屋に居住する扶養義務者は、当該教育・保育給付認定子どもと同一世帯に属するものとみなす。ただし、居住可能な独立した生活空間（居室、台所、トイレ等）が別々に確保されており、当該教育・保育給付認定子どもが居住する生活空間以外の居住可能な独立した生活空間に扶養義務者が居住している場合の当該扶養義務者を除く。

（家計の主宰者の認定）

第5条 教育・保育給付認定子どもが保護者のみと同居する世帯等においては、保護者を家計の主宰者として認定する。

2 教育・保育給付認定子どもが保護者のほか祖父母等と同居している世帯においては、保護者のうちいずれかの前年（4月分から8月分の階層認定の場合は前々年）の収入金額または所得金額が別表に掲げる金額を超える場合は、世帯の生計が保護者の収入により成り立っているものと認め、保護者を家計の主宰者として認定するものとする。

3 保護者の収入金額または所得金額が前項の規定に該当しない場合は、次の各号により家計の主宰者を認定する。

(1) 同居する祖父母等の収入金額または所得金額が別表に掲げる金額を超える場合は、祖父母等を家計の主宰者として認定する。ただし、祖父母等が複数いる場合は、最多収入者を家計の主宰者と認定する。

(2) 同居する祖父母等の収入金額または所得金額が別表に掲げる金額以下の場合は、保護者を家計の主宰者として認定する。

4 前2項の規定により家計の主宰者を認定する際の収入金額または所得金額には給与収入のほか、児童扶養手当等の社会保障制度の一環として国の法律に基づいて支出する金銭、地方自治体が住民福祉の増進を図るために支給する金銭等を含むものとする。ただし、前年（4月分から8月分の階層認定の場合は前々年）の受給金額を含めた収入金額または所得金額が別表に掲げる金額に満たない場合、階層判定時に受給している児童扶養手当等の年間推計受給額を算出し、推計収入金額等として判定することができるものとする。

（細則に規定する世帯等の認定）

第6条 細則別表第1備考第4項および別表第2備考第4項に規定する世帯の認定は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める書類の提出を求め、その内容を審査した上で行うものとする。ただし、公簿等により確認できる場合は書類の提出を省略することができる。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯（以下「ひとり親世帯」という。） 戸籍全部事項証明書の写し。また、次条第1項第1号の規定によりひとり親世帯とみなす場合にあっては、同号に掲げる事由が確認できる書類

- (2) 身体障害者手帳，療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を有する者が属する世帯 当該手帳の写し
- (3) 特別児童扶養手当の支給対象児童が属する世帯 受給者証の写し
- (4) 障害基礎年金の受給者が属する世帯 障害者基礎年金証書の写し
(階層区分の変更)

第7条 次の各号に掲げる事由が発生し，利用者負担額等に関する事項について教育・保育給付認定保護者から変更の申請または届出があったときは，必要に応じて階層区分を変更するものとする。

- (1) 教育・保育給付認定保護者である父母が別居した場合であって，次のアおよびイに該当し，ひとり親世帯とみなすことが適当であると認められるとき。

ア 調停期日呼出状または離婚調停に係る事件係属証明書等により離婚調停していることがわかる場合

イ 離婚を前提として別居している場合

- (2) 父母が，離婚によりひとり親世帯となったときまたは婚姻によりひとり親世帯でなくなったとき。

- (3) 扶養義務者が第5条に規定する家計の主宰者の要件に該当したときまたは該当しなくなったとき。

- (4) 生活保護法による被保護世帯となったときまたは被保護世帯でなくなったとき。

- (5) 修正申告等により市町村民税額が変更となったとき。

- (6) その他変更の事由があったとき。

2 世帯の変更等に基づき階層区分を変更する場合は，その申請または届出のあった日の属する月の翌月から変更を適用するものとする。ただし，その申請または届出が月の初日にあった場合は，その月から変更を適用する。

3 第1項第5号の事由により過年度にさかのぼって市町村民税額が変更となった場合，前項の規定に基づき階層区分を変更するものとし，利用者負担額等の変更の有無にかかわらず遡及して変更しない。

(家計の主宰者の変更認定)

第8条 第5条第3項の規定により祖父母等を家計の主宰者として認定した後，父母からの申請により，直近3か月分の平均収入月額から推計した年間収入金額が別表に掲げる金額を超え，現在または将来において父母が生計を維持することが可能であると判断できる場合には，父または母を家計の主宰者として変更認定するものとする。

2 前項の場合における階層区分の適用期間は，保護者から申請のあった日の属する月から当該申請のあった年度の翌年度8月まで（4月から8月までに申請があった場合は，当該年度の8月まで）とする。ただし，保護者の収入金額等により世帯の生計を維持していると認められなくなった場合または第7条第1項各号に規定す

る事項により階層区分に変更が生じた場合は、当該要件が消滅する日の属する月までとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この要綱による家計の主宰者の認定については、令和3年9月以後の利用者負担額等に係る階層認定について適用する。

別表

収入金額（給与収入のみの場合）	所得金額（自営業等の場合）
103万円	48万円